

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本ピアノ調律師協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区外神田2丁目18番21号楽器会館におく。

### (支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

2 支部は、この法人の指導、監督に従い、法人としての統一性を保つものとする。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第4条 この法人は、音楽文化の発展の基盤となるピアノ（オルガンをはじめとする鍵盤楽器、以下同じ）の調律に関する技術の向上及び研究の促進につとめるとともに、ピアノの適切な管理保全についての啓蒙指導を行い、もってわが国音楽文化の進展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会、研修会、講演会等の開催
2. ピアノの管理保全についての啓蒙及び指導
3. ピアノの調律及び関連技術の研究助成
4. ピアノの調律技術の認定
5. 資料収集及び調査
6. 技術の国際交流
7. 会報及びピアノ調律等技術に関する出版物の刊行
8. その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した者
  2. 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人
  3. 名誉会員 この法人に特に功労のあった者
  4. 特別会員 ピアノに関する歴史の伝承、及び技術の継承に資する者
- 2 正会員をもって民法上の社員とする。

### (入 会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、この法人の定款第5条第4号の技術認定を経て、理事会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 名誉会員、並びに特別会員は、入会の手続きを要せず、理事会の承認を得て、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金及び会費は、総会において別に定めるところによるものとする。但し、名誉会員、並びに特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
3. 会費を2年以上滞納したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

1. この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
2. この法人の会員としての義務に違反したとき
3. 会費を1年以上滞納したとき

#### 第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

1. 理事 16名以上20名以内(うち、会長1名、副会長2名以内、及び常務理事5名以上7名以内)
2. 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会でこれを選任し理事は互選で会長、副会長を定める。

2 常務理事は会長の指名により選出するものとする。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理し又は職務を行う。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し総会の議決した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

1. 法人の財産の状況を監査すること
2. 理事の業務執行の状況を監査すること
3. 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は文部科学大臣に報告すること
4. 前号の報告をするため必要があるときは理事会又は総会を招集すること

( 役員の任期 )

第 16 条 この法人の役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職を行う。

( 役員の解任 )

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは理事会及び総会において各々4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められたとき

2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

( 役員の報酬 )

第 18 条 役員は、有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

( 職 員 )

第 19 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第 5 章 顧問、相談役及び参与

( 顧問、相談役及び参与 )

第 20 条 この法人に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、この法人に対し特に功績のあった者、若しくは学識経験者のうちから理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

3 参与は、この法人の会員のうちから理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

4 顧問、相談役及び参与は、この法人の運営に関し、理事会の諮問に答える。

第 6 章 会 議

( 理事会の招集等 )

第 21 条 理事会は、毎年 2 回会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき、又は、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

( 理事会の定足数等 )

第 22 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 総会の招集 )

第 23 条 通常総会は、毎年 5 月に会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第24条 通常総会の議長は、会長若しくは会長の指名を受けた者とし、臨時総会の議長は、会議の都度正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
4. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

第26条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に通知する。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 入会金及び会費
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. 寄付金品
6. その他の収入

(資産の種別)

第30条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
2. 基本財産とすることを指定して寄付された財産
3. 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員

現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第33条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会の議決を経て毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越するものとする。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第32条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、理事会及び総会において理事及び正会員各々現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人の解散については、理事会及び総会において理事及び正会員各々現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び正会員各々現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄与するものとする。

## 第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿等を備えたときは、この限りでない。

01. 定款
02. 会員の名簿
03. 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
04. 財産目録
05. 資産台帳及び負債台帳
06. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
07. 理事会及び総会の議事に関する書類
08. 官公署往復書類
09. 収支予算書及び事業計画書
10. 収支計算書及び事業報告書
11. 貸借対照表
12. 正味財産増減計算書
13. その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第44条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

昭和48年11月1日 設立許可

平成10年2月18日 一部変更認可

平成17年8月18日 一部変更認可